平成２３年（フ）第２２７号
埼玉県児玉郡美里町大字関127番地
債務者　有限会社森鉄工
代表者代表取締役　森　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４８号
最後の住所広島県府中市中須町332番地７
債務者　寺延　孝生
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷浩二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1536番地９
債務者　有限会社海江田工業
代表者代表取締役　海江田弘一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
広島県大竹市小方１丁目26番３号
債務者　有限会社はざま建設
代表者代表取締役　間　　進
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７６号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目７番16号
債務者　河内食品株式会社
代表者代表取締役　河内　　正
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９４号
大阪市鶴見区鶴見４丁目17番18号
債務者　田中ブロツク株式会社
代表者代表取締役　田中　　勲
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６９号
札幌市北区屯田７条４丁目８―14
債務者　有限会社匠工房
代表者取締役　船田　保典
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７２４号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号
債務者　株式会社東部ミート
代表者代表取締役　石田　佳代
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
名古屋市千種区汁谷町７番地
債務者　株式会社今村
代表者代表取締役　宮路　治欣
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吹野　憲征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後３時25分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４７号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道158番地
債務者　有限会社シンヨウ
代表者取締役　伊藤　峰行
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４号
愛知県新城市野田字大野田16番地の３
債務者　有限会社マツモト
代表者代表取締役　松本　利一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地の５
債務者　有限会社明豊産業運輸
代表者代表取締役　徳永　正三
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６７号
福岡市中央区荒戸３丁目３番72号904
債務者　有限会社晃伸
代表者代表取締役　荒川　光六
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市大王町１番９号
債務者　福山　義幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
三重県名張市さつき台２番町381番地
債務者　奥村　　栄
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６８５号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―607号
債務者　松尾千穂美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後４時40分
6　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部